

基本規程改正の件

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現 行	改 正 案	理 由
<p>第2章 組 織</p> <p>第1節 役 員</p> <p>第5条〔役付理事の選任〕 理事および監事は、評議員会で選任する。 理事の互選により会長、副会長および専務理事を選任する。 (追加) (追加)</p> <p>第7条〔理事の職務〕 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。</u></p> <p>専務理事は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務に従事する。 理事は、理事会を組織して<u>本協会の業務を議決し執行する。</u></p> <p>第10条〔役員解任〕 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会に</p>	<p>第2章 組 織</p> <p>第1節 役 員</p> <p>第5条〔役付理事の選任〕 理事および監事は、評議員会で選任する。 理事の互選により会長、副会長および専務理事を選任する。 <u>特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事 現在数の3分の1を超えてはならない。</u> <u>理事および監事は、相互に兼ねることはできない。</u></p> <p>第7条〔理事の職務〕 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。 <u>会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会 長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、またはその職 務を行う。</u></p> <p>専務理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。 理事は、理事会を組織して、<u>この基本規程に定めるもののほか、こ の法人の業務に関する事項を議決し、執行する。</u></p> <p>第10条〔役員解任〕 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会に</p>	<p>寄附行為に合わせる</p>

において、理事現在数および評議員現在数各々の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1)心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第4節 評議員会

第21条〔評議員の選任〕

各都道府県サッカー協会は、各1名の評議員を任命し、当該評議員によって評議員会が構成される。

前項の都道府県サッカー協会が推薦する評議員(各1名)は、原則として当該都道府県サッカー協会会長、副会長、理事長または専務理事の職にあるものとする。

(追加)

(追加)

評議員には、第9条〔役員の任期および定年制〕および第10条〔役員の改正〕の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第15章 附則

第233条〔施行〕

本規程は、平成9年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成10年3月28日

平成10年7月20日

において、理事現在数および評議員現在数各々の4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1)心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第4節 評議員会

第21条〔評議員の選任〕

各都道府県サッカー協会は、各1名の評議員を任命し、当該評議員によって評議員会が構成される。

前項の都道府県サッカー協会が推薦する評議員(各1名)は、原則として当該都道府県サッカー協会会長、副会長、理事長または専務理事の職にあるものとする。

特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

評議員は、役員を兼ねることはできない。

評議員には、第9条〔役員の任期および定年制〕および第10条〔役員の改正〕の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第15章 附則

第233条〔施行〕

本規程は、平成9年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成10年3月28日

平成10年7月20日

平成11年6月5日	平成11年6月5日	
平成12年3月26日	平成12年3月26日	
平成12年5月27日	平成12年5月27日	
平成13年2月2日	平成13年2月2日	
平成13年3月18日	平成13年3月18日	
平成14年1月25日	平成14年1月25日	
平成14年3月17日	平成14年3月17日	
平成14年5月18日	平成14年5月18日	
平成14年9月27日	平成14年9月27日	
平成15年3月21日	平成15年3月21日	
平成15年6月11日	平成15年6月11日	
平成16年3月14日	平成16年3月14日	
平成16年6月20日	平成16年6月20日	
平成17年3月21日	平成17年3月21日	
平成17年7月18日	平成17年7月18日	
平成18年3月26日	平成18年3月26日	
平成18年7月30日	平成18年7月30日	
平成19年3月18日	平成19年3月18日	
	<u>平成19年6月17日</u>	